Ⅴ．税制改正等

事　　項	税制改正大綱内容
1．外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る課税標準の特例措置 **＜延長＞**	○外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭について、特例措置の適用期限を２年間延長する。 ・固定資産税・都市計画税 ①昭和57年３月31日までに所有している一定規模以上のコンテナ埠頭： 課税標準　３／５ ②昭和57年４月１日から平成10年３月31日までに所有している一定規模以上のコンテナ埠頭：　課税標準　１／２ ③平成10年４月１日から平成18年３月31日までに所有する大規模コンテナ埠頭： 課税標準　10年間　１／５、その後　１／２
2．ＰＦＩ法に基づき実施される公共施設等の整備に係る特例措置 **＜延長＞**	○ＰＦＩ法により整備される公共荷捌き施設に係る特例措置の適用期限を２年間延長する。 ・固定資産税・都市計画税：課税標準１／２
3．民活法による認定を受けた整備計画に基づき整備された特定施設にかかる特例措置 **＜延長＞**	○民活法による認定を受けた整備計画に基づき整備された特定施設に係る特例措置について、一定の見直しのうえ適用期限を２年間延長する。 ・事業所税（資産割）課税標準を新設後３年間３／４［現行５年間２／３］に軽減 ＊対象施設から国際会議場施設を除外
4．廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置 **＜延長＞**	○廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置の適用期限を２年間延長する。 ・固定資産税 新設の場合　　：課税標準　１／６ 優良更新の場合　：課税標準　２／３
5．広域臨海環境整備センターの業務の用に供する土地等に係る非課税措置 **＜延長＞**	○廃止 但し、特別土地保有税は課税停止であるため影響なし
6．総合保養地域整備法（リゾート法）の特定民間施設に係る課税の特例措置 **＜延長＞**	○総合保養地域整備法の特定民間施設に係る課税の特例措置の見直しを行う。 ・特別土地保有税　：適用期間を２年延長（非課税） ・事業所税　　：適用期間を２年延長、又変更同意の期限を平成18年３月31日まで延長 課税標準　１／３（現行１／２） ※所得税、法人税の特別償却制度は、適用期限の到来をもって廃止
7．特定集積地区における輸入関連事業用資産（ＦＡＺ施設）に係る課税の特例措置 **＜延長＞**	○特定集積地区におけるＦＡＺ施設に係る課税の特例措置の適用期限を２年間延長する。 ・特別土地保有税：非課税 （ＦＡＺ地域内において輸入関連事業者が事業の用に供する施設用地） ＊所得税・法人税の特別償却制度については廃止